

減免に該当する方		減免する額	申請期限
1	生活保護法の規定による扶助を受ける者	当該扶助を受けている期間内に到来する納期に係る納付額の全部	左欄の者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限と減免事由発生の日から30日を経過した日とのいずれか遅い日
2	1月1日後に死亡した者のうち前年中における合計所得金額が210万円以下の者	死亡後に到来する納期に係る納付額(分離課税に係る所得割の額以外の額とする。)の全部	
	長期療養(継続して6月以上)を要する者で前年中の合計所得金額が210万円以下の者	当該療養期間に到来する納期に係る納付額の全部	
	雇用保険法の規定によって、基本手当の受給資格を有する者で前年中における合計所得金額が210万円以下の者	当該基本手当の支給の対象となる日の属する月に到来する納期に係る納付額(分離課税に係る所得割の額以外の額とする。)の全部	
	その他町長が認める者	必要と認める額	指定する日
3	1月1日現在において地方税法にいう勤労学生である者(前年中の合計所得が75万円以下で、自己の勤労によらない所得が10万円以下の学生や生徒。)	納付額の全部	左欄の者に該当することとなった日以後最初に到来する納期限
4	震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により被害を受けた者	災害の程度による	災害発生の日以後最初に到来する納期限と災害発生の日から30日を経過した日とのいずれか遅い日